

## 隣接士業との業界問題

### 1 弁護士の職務範囲と業界問題

弁護士法は、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件に関する行為その他一般の法律事務を、弁護士の職務として規定している（3条1項）。また、弁護士又は弁護士法人でない者が、報酬を得る目的で、業として、訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して、鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱う行為及びこれらの周旋をする行為を禁止し、この違反行為の処罰を定めている（72条本文・77条3号）が、弁護士法又は他の法律に別段の定めがある場合を72条本文の例外としている（同条但書）。

しかし、処罰範囲が概括的であるとか、弁護士は法律事務独占に見合う役割を果たしていない等の批判が絶えることがなく、弁護士法の制限的解釈や適用除外立法を求める動きが続いていた。

また、近時、不動産登記・商業登記の申請件数の大幅減少、法務局・官公庁に対する申請等のオンライン化による本人申請の増加、高齢化・少子化といった環境の変化が生じた中で、AIによる代替可能性が高いとされる隣接士業からは、新たな業務領域とりわけ司法分野への進出を求める動きが強まっている。

### 2 司法書士との業界問題

司法書士法は、司法書士の業務として、裁判所若しくは検察庁に提出する書類を作成すること及びその事務について相談に応ずることを定めていた（1950（昭和25）年成立。3条1項4号5号）が、過去の裁判例は、この業務は「法律常識的な知識に基づく整序的事項」に限定され、専門的な鑑定事務や代理業務は司法書士の業務範囲を超えるものと限定的判断をしていた（高松高判昭54・6・11、大阪高判平26・5・29等）。

ところが、2002（平成14）年の司法書士法改正により、認定司法書士制度（請求額が140万円を超えない範囲の民事訴訟・民事調停等についての代理権と簡易裁判所の管轄内での民事紛争についての法律相談・裁判外の和解権限を付与。3条1項6号ないし8号）が設けられ、司法書士の職務範囲が拡大された。なお、この認定司法書士の業務については、最一小判平28・6・27（和歌山訴訟）は日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）が主張していた受益額説を否定し、日司連が主張していた債権額説を採用して、一定の限定を加える判断をした。

以前から、日司連は、制限なき法律相談権、家事代理権、自治的懲戒制度、周旋禁止規定の設置などを要求してきたが、2019（令和元）年6月、使命規定の設置（1条）等の司法書士法の改正が行われ、同年6月の日司連定期総会では、養育費無料相談会を切り口に家事代理権を獲得することが決議され、その他にも民事裁判制度のIT化における本人サポート、所有者不明土地問題、OD

R（オンライン紛争解決）の推進等を通じた活動領域の拡大を図ろうとしている。

現在、日司連は、家事事件手続法別表第一に規定する手続の代理権とその相談権及び仲裁事件手続若しくは裁判外の和解の代理権（3条1項9号10号の新設）を中心とした司法書士法の改正案を策定し、与野党にその実現を要望しているが、日弁連は上記司法書士法改正案に強く反対して、立法関係者への働きかけをしている。

登記相談に仮託した法律事件の相談・鑑定や認定司法書士による請求額140万円を超える法律事件の代理等職務範囲を逸脱した行為といった司法書士の非弁行為については、非弁取締の対象として摘発する必要がある。また、家事事件手続法別表第一の手続には紛争性を内在する事案も多く、法律紛争に不慣れな司法書士による代理業務は市民の権利侵害を引き起こしかねないから、上記司法書士法改正案には、強く反対しなければならない。

### 3 行政書士との業界問題

行政書士法は、行政書士の権限として、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することと定めていた（1951（昭和26）年成立。1条の2第1項（旧第1条））が、2008年（平成20）年に、官公署に提出する書類に関する許認可等に関して行われる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において当該官公署に対する行為を権限に加える改正（1条の3第1項1号）、2014（平成26）年に、行政書士が作成した官公署提出書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立等行政庁に対する不服申立手続等の代理権を付与する特定行政書士制度を新設する改正（1条の3第1項1号・2号）、2019（令和元）年に、目的規定等を設ける改正、2025（令和7）年に、使命・職責規定の設置、行政書士が作成することのできる官公署提出書類に係る許認可等に関する審査請求、異議申立等行政庁に対する不服申立手続等の代理権を設ける改正が、相次いで行われている。その後、目立った動きはないが、その動向は注視する必要がある。

### 4 社会保険労務士との業界問題

社会保険労務士法は、社会保険労務士の権限として、①労働社会保険諸法令に基づく行政機関等に提出する申請書等の書類作成、②労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類の作成、③事業における労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項についての相談又は指導を定めていた（（1968（昭和43）年成立。旧2条1項。労働争議への介入は禁じられていた。）が、2005（平成17）年に、男女雇用機会均等法等に関する調停手続、労働委員会の個別労働関係紛争のあっせん手続、民間ADRを行う権限を認める特定社会保険労務士制度を創設する改正（2条1項1号4ないし6）が、2025（令和7）年に、使命規定の新設（1条）、労務監査業務の明記（2条1項3号）等の改正が、行われた。その後、目立った動きは

ないが、今後もその動向を注視する必要がある。

## 5 今後の課題

日弁連では、隣接士業の改正案が出る都度、必要な修正意見を提出し、隣接士業法改正による弁護士職務への悪影響を阻止してきたが、簡裁事件の選任率が弁護士は17.7%で、司法書士は3.8%と乖離しており、法テラスの書類作成援助の司法書士利用数は伸びていないなど他士業の権限拡張が司法アクセスの改善に資していないという現実がある。今後も、立法関係者に対する強い働きかけが必要となる場面が予想され、弁護士・弁護士会はその力量を蓄えなければならない。

以上